

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

年金繰り下げのメリットと手続き

年金を75歳まで繰り下げると 増額率は驚異の84%

こんにちは、高橋学です。今年の4月から年金受給開始年齢の上限が75歳まで引き上げられ、注目されています。そこで今回は、年金繰り下げの仕組みやメリット・デメリットなどについて詳しく見ていきましょう。

公的年金受給開始年齢は基本65歳ですが、受給開始を遅らせることで、受給額がその分増額されます。これを「繰り下げ受給」といいます。新たな上限年齢となった75歳から受給した場合、65歳で受け取るより年金額は84%増額されることになりました。この増額が繰り下げの最大のメリットといえるでしょう。

図表1は、老齢基礎年金の受給開始を繰り下げた場合、いくらとなるのかの一覧です（金額は令和4年4月以降支給、満額の場合の年額）。65歳で受給すると年額77万7,800円が、75歳まで繰り下げると年額143万1,152円になります。

なお、厚生年金受給者は、基礎年金部分、厚生年金部分のどちらか片方だけ受給開始を繰り下げることが可能です。資産状況や老後のライフプランなどを鑑みて、基礎年金のみ75歳まで繰り下げると、柔軟に活用できる点も繰り下げのメリットと考えることができます。

年金繰り下げにはデメリットも あることを忘れずに

一方、繰り下げのデメリットが、年金額が増える一方で受け取れる期間が短くなること。場合によっては、受取合算額が少なくなる可能性があります。

図表2は、65歳に受給開始した場合と比較した「損益分岐点」を示したものです。この表の通り、長く繰り下げるほど、「損益分岐点」になる年齢も上がっていきます。繰り下げの際には、この点も考慮に入れましょう。また、繰り下げによって年金額が増えたことで社会保険料の負担が増える可能性がある点も留意しておくべきでしょう。繰り下げをしても、手取り額は想定ほど増えないケースも考えられます。

さらに、繰り下げをすると加給年金が受け取れないことも注意が必要です。加給年金とは、厚生年金の被保険者期間が20年以上あり、65歳時点で年下の配偶者などがいて生計を担っている場合、配偶者が65歳になるまで受け取れる年金のことです（年額最大約39万円）。この加給年金の支給は厚生年金の支給とセットのため、厚生年金の繰り下げをすると受給できなくなります。加給年金の額によっては繰り下げでかえって損をしてしまう場合もあるので、年金事務所などで一度相談してみることをおすすめします。 M

■ 図表1 老齢基礎年金(満額)の受給開始を繰り下げた場合

	令和4年度の年金額をもとにした年額試算	増額分
75歳	143万1,152円	184%
74歳	136万5,817円	175.6%
73歳	130万482円	167.2%
72歳	123万5,146円	158.8%
71歳	116万9,811円	150.4%
70歳	110万4,476円	142%
69歳	103万9,141円	133.6%
68歳	97万3,806円	125.2%
67歳	90万8,470円	116.8%
66歳	84万3,135円	108.4%
65歳	77万7,800円	100%

(出所)厚生労働省のリリースをもとに筆者作成

■ 図表2 繰り下げの損益分岐点

繰り下げ年齢	損益分岐点
66歳	77歳11カ月
68歳	79歳11カ月
70歳	81歳11カ月
72歳	83歳11カ月
75歳	86歳11カ月